

1 障がい福祉計画の基本理念

本市では、誰もが地域の中であたりまえの生活が送れる社会を目指す「ノーマライゼーション^{*}」と一人の人間として人間性の回復を目指す「リハビリテーション^{*}」の理念に基づき障がい福祉を進めてきました。

障がいのある人自らその居住する場所を選択するとともに、必要とする支援を受けながら、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、かつ、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力による、地域全体で支えるシステムのもと、必要なサービス基盤の整備を進めます。

そこで、障がい者福祉計画の理念を踏襲し、障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現を基本理念とします。

2 障がい福祉計画の基本目標

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、次の5つの考え方のもとに、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組みます。

(1) どこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、市内のどこにいても必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）が利用できるようにします。

(2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします

一般就労を目的とした訓練や生活介護など、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じ、どこでも日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、地域活動支援センター）が利用できるようにします。

(3) グループホーム等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進します

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実や公営住宅等の活用を図るとともに、日常生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図るなどして、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行を推進します

福祉施設を出て、企業などで働くことを希望している人が、就労移行支援事業や障がい者就業・生活支援センター* 等を活用することにより一般就労できるよう、就労支援策の充実を図ります。

(5) 障がいのある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます

障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、総合支援協議会を核とした相談支援体制の充実とともに、支援に携わる人材の育成、行政、事業者、企業、学校とその他関係機関・団体との連携・協力によって地域全体で支えるシステムづくりを推進します。